

現行工場法なるものは極めて勞働者に取つては不利益なるものありて、  
無き或は増したる言ふ意味に於て之を利用し、あるに過ぎないものあり  
然るが故に我々は絶へず救済ある毎に之の改正を要求してゐる。この我々  
に取つて最少限度の保障たる現行工場法を、も無視踏躑せんとする  
か如きは眞に不合理極まるものである。  
我々の前鋒製造工場にあるは、斯かる脱法行為が多々見受けらる。  
これかためた非常なる者労働者の不利益を招き、あるのだ。我々は組織の  
拡大を通じて斯かる不法行為を撲滅するために組合本部と共に此が橋渡  
脅威をなす可く努力することである。

（實）行方 法

（具體的）事實を以て工場課其他監督官廳をトクレイ取締りとなすこと

（組合）より嚴重抗議すること。

（ストライク）其他の方法に於て之を脅威すること。

（組織）の擴大を通じて待遇改善と共に改正運動を起すこと。

（五）其他新役員一任

第八号 議案  
飲食勞働者勞働時間制限ノ関スル件

提 出 山 南 支 那 作

（主）文  
飲食勞働者ニ課セラレタル不法極マル無制限勞働時間強制ニ對シ徹底的

（反）對シ八時間労働制ヲ實施セシムルコト

理 由 略

実行 方 法

（組織）の擴大を通じて要求貫徹に努力すること。

（二）日常斗争に於けるストライクを以てすること。

（三）機会ある毎に此れが獲得に努め争議等の場合は要求條項とすること。

（四）其他新役員一任す。

第九号 議案  
トイキ一對策ノ件

提 出 映 画 演 劇 同 盟

決 議

トイキ一上映ハ映画解説者並ニ音楽部員ノ生活權ヲ決定的ニ脅ハ  
ルモノナルガ故ニコレヲ製作上 映ニ當テテ最モ慎重ニ考ヘ反指ヲ各  
館至並ニ映區資本家ニ求ムル次第ナル。

若シ資本家ニシテ我々ノ主張ヲ踏躑生話ヲ脅力及カ如キ事アル場合は我々ハ  
組織力ニ依リ断乎トシテ反對斗争ヲ繰セサルモテアル。